



空き家を適正に 管理しましょう

空き家の
適正な
管理は

所有者の責任です！

管理不全が続くと
「特定空き家等」に指定

「空き家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」により、空き家の適正な管理は、所有者（所有者死亡の場合はその相続人）の責務とされています。

管理不全な状態の空き家等が原因で、近隣の住民や通行人等に人的・物的損害を与えた場合は、所有者の責任を問われることがあります。

また、管理不全な状態が続くと、空家法に基づき「特定空き家等」として措置を受けます。

市でも、これまでに空家法に基づき、3軒を「特定空き家等」として指定しています。

「特定空き家等」とは…？

「特定空き家等」は、空家法第2条第2項により、主に以下のとおり定められています。

◎倒壊等が著しく、保安上危険となる恐れのある状態
（建築物の倒壊、屋根等の脱落・飛散 など）
◎著しく衛生上有害となる恐れのある状態

（ごみ等の放置や不法投棄により、ネズミ、ハエ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている など）

◎著しく景観を損なっている状態
（窓ガラスが割れたまま、外壁が落書き等で大きく傷んだり、汚れたまま放置されている場合 など）

◎周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
（立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている場合 など）

「特定空き家等」に対する措置



代執行の費用は、国税滞納と同じ扱いで、所有者から徴収することになります。

近年、放置された空き家の増加が全国的に社会問題となつています。市でも空き家は増加の一途をたどっています。放置された空き家が及ぼす影響を改めて考え、空き家の適正管理に努めましょう。

市安全安心課（3階） ☎099431・1124

増え続ける空き家

高齢化などの社会的要因をはじめ、相続や経済的な問題などの理由から、近隣の住宅や歩行者に被害を及ぼす恐れのある、管理不全な状態の空き家が近年増加しており、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。



空き家（上の写真）を解体した様子

市内の空き家数	
種別	軒数
管理不全な空き家数	1,755
利活用可能な空き家数	585
合計	2,340

※平成29年3月31日現在

早めにできること

国土交通省住宅局が実施した「平成26年空家実態調査」によると、戸建て空き家の所有者の年齢は、65歳以上の高齢者が55.6%を占め、また空き家を取得した経緯については、52.3%が「相続した」としています。

居住中から空き家になった時のことを考えて、相続人への所有者変更登記を行いましょう。登記しないままにしておくこと、いざという時に、手続きが困難となるケースがあります。

市の取り組み

市では、総合的かつ計画的に空き家等対策を進めるため、「空き家等対策計画」や「空家等の適正管理に関する条例」などに基づき、安全で安心なまちづくりに取り組んでいます。

空き家を有効活用するための空き家バンク制度や、危険空き家の解体撤去に対する助成制度も設けています。ぜひお問い合わせください。



INTERVIEW

空き家になる前に 話し合っておくことも大事



鹿屋市空家等対策協議会 委員
宮下 江里香 さん
（鹿屋市PTA連絡協議会副会長）

子どもを持つ親としては、空き家問題に接すると、もしも何か起こってしまったら…と心配になります。空き家は、子どもたちの「たまり場」になるかもしれませんし、崩れる可能性や、火事になる危険性もあります。

意識しておきたいのは、私たちが持ち主になるかもしれない家があれば、早いうちから家族で話し合っておくことも大事だと思います。

また、お持ちの空き家をすぐ解体できない場合でも、せめて扉や窓を施錠するなど、身近にできる対策を心掛けたいものです。